

一般競争入札公告

次のとおり一般競争入札を行うので地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6及び宿毛市契約規則（昭和45年宿毛市規則第19号）第6条の規定により公告する。

令和2年11月16日

宿毛市長 中 平 富 宏



1 入札に付する事項

(1) 工事名 宿毛市庁舎新築工事

(2) 工事場所 高知県宿毛市錦936番地18

(3) 工事概要 敷地面積：10,534.37m²

主要構造：庁舎棟 鉄骨造一部木造

倉庫棟 鉄骨造

階 数：庁舎棟 地上4階 倉庫棟 地上2階

延床面積：5,935.61m²

用 途：庁舎

工事範囲：建築工事、昇降機設備工事、電気設備工事、機械設備工事、外構工事（付帯工作物を含む。）

(4) 工期 本契約の成立日から令和4年3月22日まで

2 工事施工方式

(1) 本工事は、宿毛市建設工事共同企業体取扱要領第6条第1項第3号による特定建設工事共同企業体施工方式とする。

(2) 特定建設工事共同企業体の結成方法は、自主結成方式とする。

(3) 特定建設工事共同企業体の構成員は、2者とし、その組み合わせは、第4項に示す「代表構成員」の資格要件を満たす1者、及び第5項に示す「その他の構成員」の資格要件を満たす1者との組み合わせとする。なお、すべての構成員が第3項に示す資格を満たすこと。

3 入札に参加する者に必要な資格及び特定建設工事共同企業体の構成員となる者に必要な資格に関する事項等

- (1) 次の各号に掲げる事項を全て満たす者とする。
- ア 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること
 - イ 令和2年度宿毛市建設工事競争入札参加資格者名簿（以下、「入札参加資格者名簿」という。）に登録されている者であること。
 - ウ 建設業法（昭和24年法律第100号）第28条第3項又は第5項の規定による営業停止処分の措置期間中でない者であること。
 - エ この公告の日から当該工事の入札の日までの間に、宿毛市建設工事指名停止等措置要領に基づく指名停止等を受けていない者であること。
- (2) 構成員は当該工事について他の共同企業体の構成員となることはできないものとする。

4 特定建設工事共同企業体の「代表構成員」となる者に必要な資格要件に関する事項

前項に定めるもののほか、次に掲げる事項を全て満たす者とする。

- (1) 四国内に主たる営業所（本社又は本店をいう。以下同じ。）を置く者又は四国内の営業所等を受任者とする者で、入札参加資格者名簿に「建築一式工事」の登録がされている者
- (2) 最新の経営事項審査結果の「建築一式工事」に係る総合評定値（P）が1,500点以上の者であること。
- (3) 「建築一式工事」に関して、建設業法に基づく特定建設業の許可を有する者であること。
- (4) 2005年度以降公告日までに完成し引き渡した、延べ床面積5,000m²以上の建築物新築工事（RC、SRC、S造）の元請施工実績（共同企業体の構成員である場合は代表者であること。）があること。なお、施工実績における発注者は国（独立行政法人を含む。）又は地方公共団体であること。
- (5) 次の要件を満たす監理技術者を専任で配置できること。
 - ア 申請日において代表構成員に3カ月以上雇用されている者
 - イ 建設業法第7条第1号若しくは第15条第1号に規定されているいわゆる経営業務の管理責任者又は第7条第2号若しくは第15条第2号に規定されている営業所の専任技術者（許可業種問わない。）でないこと。

ウ 1級建築施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であつて、建築一式工事における監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。

エ 2005年度以降公告日までに完成し引き渡した、延べ床面積5,000m²以上の建築物新築工事（RC、SRC、S造）での従事実績（受注形態は問わない。）を有し、従事役職は現場代理人又は専任の技術者（主任技術者又は監理技術者）であること。なお、施工実績における発注者は国（独立行政法人を含む。）又は地方公共団体であること。

5 特定建設工事共同企業体の「その他の構成員」となる者に必要な資格要件に関する事項

第3項に定めるもののほか、次に掲げる事項を全て満たす者とする。

- (1) 建設業法に基づく「建築一式工事」の許可を受けている主たる営業所の所在地が宿毛市内の者で、入札参加資格者名簿に「建築一式工事」の登録がされている者
- (2) 令和2年度高知県建設工事競争入札参加資格決定通知書における「建築一式工事」の格付けがA等級又はB等級の者であること。
- (3) 次の要件を満たす主任技術者を専任で配置できること。

ア 申請日においてその他の構成員に3ヵ月以上雇用されている者

イ 建設業法第7条第1号若しくは第15条第1号に規定されているいわゆる経営業務の管理責任者又は第7条第2号若しくは第15条第2号に規定されている営業所の専任技術者（許可業種問わない。）でないこと。

ウ 2級建築施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。

6 特定建設工事共同企業体の出資比率

- (1) 代表構成員の出資比率は、構成員中最大とすること。
- (2) その他の構成員の出資比率は、30%以上とすること。

7 本競争入札の参加希望者は、第10項に掲げる申請書等を提出し、競争入札参加資格の確認を受けなければならない。なお、受付期間中に、申請書及び資料を提出しない者ならびに競争入札参加資格がない

と認められた者は、本競争入札に参加することはできない。

8 入札参加資格審査申請書等の交付

- (1) 交付期間 令和2年11月16日（月）から令和2年12月16日（水）までの（土、日、祝日を除く。）午前9時から午後5時まで。

ただし、正午から午後1時までを除く。

- (2) 交付場所 宿毛市役所 2階 都市建設課 建築住宅係
又は宿毛市ホームページよりダウンロード可能

9 入札参加資格審査申請書等の受付

- (1) 受付期間 令和2年11月16日（月）から令和2年12月16日（水）までの（土、日、祝日を除く。）の午前9時から午後5時まで。

ただし、正午から午後1時までを除く。

- (2) 受付場所 宿毛市役所 2階 都市建設課 建築住宅係

- (3) 提出方法 持参のこと。

※提出予定日時を事前にご連絡ください。

- (4) その他

ア 申請書および資料の作成に係る経費は、提出者の負担とする。

イ 提出された資料は、本入札以外の目的には使用しない。

ウ 提出された資料は、返還しない。

10 申請にあたって提出が必要な書類

- (1) 一般競争入札特定建設工事共同企業体参加資格審査申請書（第1号様式）
- (2) 特定建設工事共同企業体協定書（第2号様式）、使用印鑑届、特定建設工事共同企業体委任状の原本
- (3) 代表構成員の特定建設業の許可証明書の写し及び他の構成員の建設業の許可証明書の写し（入札時に有効であるもの）
- (4) 代表構成員及び構成員の最新の経営事項審査結果通知書の写し
- (5) 同種工事の施工実績（別紙1）※代表構成員のみ提出
- (6) 第4項第4号の施工実績を示す挙証資料一式
(例：コリンズ・各発注者の発行する施工証明書等)

- (7) 監理技術者・主任技術者の資格及び経歴（別紙2）※構成員別に提出
- (8) 第4項第5号及び第5項第3号の各要件を満たす者であるかを判断できる挙証資料一式※構成員別に提出
(例：各資格者証・監理技術者資格者証・監理技術者講習修了証及び健康保険証等の写し)

1.1 競争入札参加資格の決定

市長は令和2年12月22日（火）までに競争入札参加資格の有無について一般競争入札特定建設工事共同企業体参加資格確認通知書により申請者に通知するものとする。

1.2 入札参加資格の喪失

入札参加資格確認通知後において、入札参加資格者が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、当該工事の入札に参加することができない。

- (1) 第3項から第5項に掲げる入札参加資格を満たさなくなったとき。
- (2) 申請書等に虚偽の記載をしたことが判明したとき。

1.3 設計図書等の閲覧方法及び質疑書の受付方法等

- (1) 設計図書等の閲覧方法 下記により閲覧に供する。

閲覧期間 令和2年11月16日（月）から令和2年12月16日（水）まで

閲覧方法 宿毛市ホームページおよび宿毛市役所2階閲覧室
閲覧室については土日祝日を除く午前9時から午後5時まで

ただし、正午から午後1時までを除く

- (2) 質疑書の受付方法 メールにより受け付ける。質疑書の送信を行った際には必ずその旨を電話連絡すること。

質問期限 令和2年12月7日（月）午後5時まで

回答時期 令和2年12月21日（月）午後5時までに宿毛市ホームページにて回答する。

質問先 都市建設課 建築住宅係

メールアドレス : kensetu@city.sukumo.lg.jp

TEL : (0880) 63-1120

1 4 入札執行の日時及び場所

- (1) 日時 令和3年1月13日(水) 13時30分から
- (2) 場所 宿毛市役所 3階 第3会議室(宿毛市桜町2番1号)

※入札時には必ず一般競争入札特定建設工事共同企業体参加資格確認通知書の写しを提出のこと。

1 5 予定価格

2,290,000,000円(消費税および地方消費税を除く。)

1 6 最低制限価格 有

1 7 入札保証金 免除

1 8 契約保証金

この工事の落札者は、工事請負契約の締結に当たり、契約の保証として、請負代金額の10分の1以上の金額を保証する次の各号のいずれかを納付し、又は提出しなければならない。

- (1) 契約保証金
- (2) 債務の不履行により生ずる損害金の支払を保証する金融機関又は保証事業会社の保証書
- (3) 債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険による保証に係る証券
- (4) 債務の履行を保証する公共工事履行保証証券

1 9 落札決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とする。

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に該当金額の100分の10に相当する額を加算した金額(該当金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 0 入札の無効

宿毛市契約規則第18条の規定に該当する入札は無効とする。

2 1 契約条項を示す場所

宿毛市役所2階閲覧室および宿毛市ホームページ

2 2 契約の締結

(1) 議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例

(昭和39年宿毛市条例第11号) 第2条の規定により、当該工事の契約については、議会の議決が必要であるため、議決を得るまでの間仮契約を締結し、議決後、請負契約の効力発生通知書の通知をもって本契約とする。

(2) 支払い条件

ア 前払金 あり (※契約金額の10分の4を超えない範囲内とする。)

イ 部分払 あり

ウ 中間前払金 あり (部分払いとの併用は不可)

2 3 契約締結後の留意事項

- (1) 建設労働者の確保及び適正な賃金等労働条件の改善に留意し、労働災害の防止に配慮すること。
- (2) 工事施工に際し、下請け、役務の提供、資材の調達について、優先的に宿毛市内業者の活用に努めること。

2 4 その他

- (1) 入札書・委任状の様式については、宿毛市役所ホームページよりダウンロードにて使用する事。
- (2) 宿毛市ホームページにある一般競争入札参加者の入札心得を熟読しておくこと。
- (3) 当工事の入札時に使用する「工事費内訳書」の様式については、宿毛市ホームページによりダウンロードして使用する事。

25 問い合わせ先

(1) 入札に関するごと

〒788-8686

高知県宿毛市桜町2番1号

宿毛市役所2階 総務課 契約係

TEL (0880) 63-1111 FAX (0880) 63-6370

メール : keiyaku@city.sukumo.lg.jp

(2) 工事内容に関するごと

〒788-8686

高知県宿毛市桜町2番1号

宿毛市役所2階 都市建設課 建築住宅係

TEL (0880) 63-1120 FAX (0880) 63-0174

メール : kensetu@city.sukumo.lg.jp